

第 10 回茂原市まちづくり条例策定協議会 傍聴者からの感想

日にち 平成 26 年 10 月 10 日
場所 茂原市役所 5 階 502 会議室
傍聴者 3 名
感想提出者 1 名

【寄せられた感想等】(順不同)

- 第 25 条第 2 項の扱いについて、本日の議論の中で、「市長や議会議員は、市民が選挙で選んだ人たちなのだから、細かい規定は設けず、信頼して任せるべきではないか」という意見がありましたが、そうではないと思います。市民は、選挙で全権委任したわけではなく、重要な施策に関しては、改めて市民に説明、報告して、市民の意見を聞くべきです。

これは、これまでにそのような手続きが十分になされずに市政が行われ、土地開発公社に対する債務保証の結果、市の財政基盤を揺るがすような問題を生じ、市民に合計 763 億円という莫大な負担を作り出した経緯があるからです。その結果、市民サービスが大きく低下していることは、論を待ちません。

市民としては、行政の計画実施と議会のチェックがきちんと行われていれば、このような問題は起こらなかったはずだという思いがあるのです。少なくとも、問題がここまで大きくなる前に対策を講じられなかったのは何故かという疑問が残っているのです。

市長や議会に任せておいても、市政や議会運営が問題なく行われ、莫大な市民負担をもたらすような事態が起こらなければ、そして市民サービスが順調に行われているならば、このような条例を作る必要はないのです。

市民の会の方々は、「茂原市がおかしくなっている。市民としても放っておけない。問題が起こらないような仕組みを作らねばならない」という危機感から、市民の会に参画し、提言書の立案に尽力された方も多いはずです。

理念としての条例ではなく、実効性のある条例とするためにも、できる限り具体性のある条例としてまとめる必要があると考えます。

したがって、第 25 条第 2 項の 7 つの具体的規定は、市政を預かる者の行動規範とすべきものであり、「市長の役割と責務」の中に入れていただければ、少なくとも「議会の役割と責務」の中に入れていただきたいと思います。

また、本日の議論の中で、「現在、議会の議会改革協議会で議会基本条例を審議しているのです、その結論を待って、まちづくり条例策定協議会の議論を進めたい」というような話がありましたが、議会の結果が出るまで待つことで、まちづくり条例の策定が遅れないようにしていただきたいと思います。

まちづくり条例策定協議会としては、議会の結果に左右されることなく、市民の立場で議会のあるべき姿を提議すべきではないでしょうか。